

明るい職場たより 2020.3.31 発行

明るい職場推進室 No.30

今年度も明るい職場推進室では風通しの良い、ハラスメントのない職場づくりを目指し 活動して参りました。今後も様々なハラスメントに対して啓発、防止に取り組み、誰もが 働きやすい職場となるよう活動して参りますのでどうぞよろしくお願いいたします。

<令和元年度 明るい職場推進室活動報告>

1. ハラスメント防止人権研修 参加者:25名

開催日時: 11/14(火) 13:30~15:30 場所:鷹匠の家4F研修室

内 容 :ご利用者、ご家族からのハラスメントについて

講師:介護労働安定センター京都支部

ヘルスカウンセラー 寺村 晃太郎氏

2. ハラスメント防止対策、啓発

~働きやすい職場環境に向けて~ 各職場でのハラスメント対策の話し合いを全事 業所に依頼

資料添付:「インターネットによるいじめ」

「職場におけるパワハラ問題の基本的理解と防止に向けて」

3.「明るい職場だより」3回発行

6月(NO.28) 12月(NO.29) 3月(NO.30)

4. ソーシャルメディアポリシー(ガイドライン)作成に関する提案

【提案内容】 ・就業規則の改正、既定の整備(就業規則案例文添付)

- ソーシャルメディア利用ガイドラインの作成(案添付)
- 職員へ教育、研修、啓発の推進
- 毎年の誓約書の取り交わし、退職者プログラムの整備
- ・投稿の監視、ネット使用のモニタリング
- 5. 委員の外部研修参加
 - ・京都市主催の令和元年度企業向け人権啓発講座参加

6/14「インターネットと人権 ~企業が加害者にも被害者にもならないために~」 1名参加

8/30「労働関係法令から読み解くハラスメント防止と企業の対応」1 名参加

- 6. 個別相談・・・担当者各2名で対応
 - 相談件数 4件 (メール延5回、電話1回)
 - ・ 面談回数(担当者各2名で対応) 4回
 - ・内容 (職場内での人間関係)(職場の雰囲気が悪い、明るくしたい)等
- 7. その他 相談窓口案内掲示用を健康相談室の案内を加え、リニューアル



お知らせ

今年度明るい職場推進室よりソーシャルメディアポリシー (ガイドライン) 作成に関する提案をさせていただきました。就業規則の法令遵守に追加されますのでお知らせいたします。また、就業規則にはハラスメント防止規定も掲載されていますので今一度ご確認ください。

ソーシャルメディア利用ガイドライン

ソーシャルメディアサービスの利用において一定のガイドラインについて定めるものです。利用については個人の自由ですが、特定組織の一員である限り、その組織の行動規範 やルールを守ることが求められます。

ハラスメント防止規定

(目的)第1条 この規定は職場におけるセクシャル・ハラスメントおよびパワー・ハラスメントその他あらゆるハラスメント(以下、総称して「ハラスメント」という。)を防止するために職員が遵守すべき事項や防止するための措置等を定めたものであり、働きやすい職場環境を実現することを目的とする。

◇明るい職場たよりについて◇

バックナンバーをホームページにアップしていただきました。合わせてご覧ください。

《相談窓口》ハラスメントに関するお悩みや、明るい職場推進室へのご意見、ご質問など (E-mail) <u>akarui@kyoro.or.jp</u> へご連絡ください。秘密厳守で対応します。

(*このアドレスより連絡しますので、受信できるように設定をお願いします。)

《職場外部の相談先》

〇京都市弁護士会 労働無料相談

毎週金曜日 午後6時~8時30分 相談予約 075-231-2378

○京都中小企業労働相談所(京都府無料相談窓口)○120-786-604